

令和4年度 愛知学長懇話会・単位互換履修について

I はじめに

愛知県内すべての4年制大学が加盟する愛知学長懇話会（以下、「懇話会」という。）における「単位互換制度実施要項」に基づき、加盟大学、及び一部の短期大学に所属する学生が他大学の授業科目を受講し単位を修得した場合、所属大学（短期大学）の単位として認定される制度です。愛知県内の大学に在学するメリットの一つとして、ぜひ活用して下さい。

単位互換履修として指定された授業科目の受講料は無料です。

下記 URL より懇話会ホームページにアクセスし、授業内容等を確認して下さい。（授業科目によっては実験・実習等に必要な費用が必要となる場合があります。）

<http://aichi-gakuchou.jimu.nagoya-u.ac.jp>

II 出願手続きについて

1. 出願資格・履修条件

至学館大学及び至学館大学短期大学部の在学生全員に出願資格があります。原則として懇話会ホームページに掲載されたすべての授業科目の履修が可能です。授業科目によっては履修要件が付されていますので、各授業科目のシラバスの内容はもとより履修要件を確認してから出願科目を決めて下さい。

2. 出願手続き

単位互換履修の出願手続きは、本学の履修登録スケジュールと異なっていますので注意して下さい。基本的に4月初めに手続きを完了してもらいますが、後期開講科目の中で、大学によっては後期に出願受付を行う場合があります。その場合は、夏期休業前に掲示にてお知らせします。

出願方法は、所定の「単位互換履修生（特別聴講学生）」出願

票を懇話会ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ **4月1日(月)午後17時までに**提出して下さい。その後、提出された出願票を本学が科目開設大学に送付し、先方の大学において履修生の選考が行われ、その結果を学務課から個別にお知らせします。

3. 仮受講

出願した授業科目の受講可否が通知される前にその授業科目が開講される場合、その期間は「仮受講」として取り扱います。仮受講期間中は、出願票(写)が仮の受講票となりますので、常に携帯して下さい。

4. 履修期間中

- (1) 出願手続きが完了した学生は、科目開設大学における「単位互換履修生」又は「特別聴講学生」となり、それぞれの大学によって定められた範囲内の各種サービスを受けることができます。
- (2) 科目開設大学によっては、単位互換履修生(特別聴講学生)の身分証明書が発行されます。
- (3) 休講等の諸連絡は、原則として科目開設大学において掲示等にてお知らせします。

5. その他

それぞれの授業科目に履修要件や募集定員等が設定されていますので、出願にあたっては諸条件をよく理解してから申し込むようにして下さい。なお、過去の事例で、正式に履修登録したにもかかわらず、通学条件等の理由により途中で受講を放棄することがありました。受講の途中放棄は、科目開設大学に大変迷惑を掛けることとなりますので、あらかじめ本学の授業時間割や科目開設大学へのアクセスを十分考慮して無理のない履修計画を立てて下さい。

以上